

## 東京都の危機管理 ～ 危機管理に係る規定の概要 ～

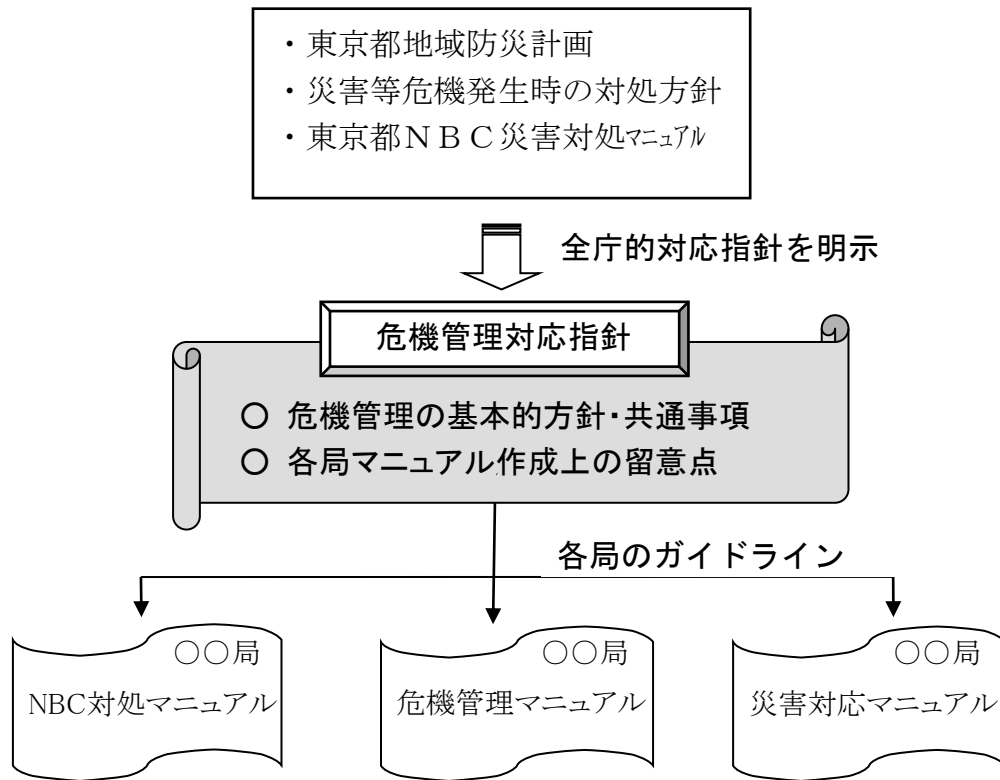
### 第 1 東京都の危機管理体制

- 1 災害等危機発生時の対処方針（平成 15 年 3 月 31 日知事決定）平成 18 年 10 月改定
  - 「危機」とは、災害等により、多くの都民の生命、身体等に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態であって、関係各局の一体的な取組が必要となるものをいう。「危機管理」とは、上に規定する緊急事態への対処をいう。
  - 「危機管理監の役割」は、危機に対処するに当たり必要な業務全般にわたっている。
  - この方針に定める危機が発生した場合の対応については、次の災害等危機発生時の対処要綱に示している。
  
- 2 災害等危機発生時の対処要綱（平成 15 年 10 月 22 日総務局長決定）平成 18 年 10 月改定
  - 上記の「災害等危機発生時の対処方針」の規定に基づき、情報の収集及び分析並びに対応策の立案及び実施等に関し必要な事項を定める。
  - 「危機情報」として（1）自然災害（2）重大事故（3）重大事件等の区別に従い、事例を挙げ、これらの災害等の危機の発生又はそのおそれに関する情報と定義している。
  - 局の危機管理主管部長（教育庁においては総務部長）は、災害等の危機が発生したときは、直ちにその所掌事務に係る危機情報を収集するものとする。収集した危機情報は直ちに総務局総合防災部長に報告するものとする。また、関係機関（関係各局、国、八都府県市災害時相互応援協定を結んでいる自治体、特別区、市町村、関係機関等）から関連情報の収集に当たる。
  - 総合防災部長は、危機情報を分析、評価し、必要な対策を立案する。立案された対応策検討・実施等のため、東京都危機管理対策会議を設置する。
  
- 3 東京都危機管理対策会議設置要綱（平成 15 年 10 月 22 日総務局長決定）
  - 上記の「災害等危機発生時の対処要綱」の規定に基づき、東京都危機管理対策会議について詳細を定める。所掌事務は、災害等の危機に対処するための対応策の検討及び必要な総合調整、危機情報の連絡及び共有、その他必要な応急対策に関すること。
  - 議長は危機管理監、副議長は総合防災部長を充て、危機管理主管部長（教育庁では総務部長）を構成員とする。構成員は、自ら関係する危機情報を、対応策の検討情報として収集し、対策会議に報告する。

### 第 2 各局が危機管理体制を整備する上での指針

- 1 東京都危機管理対応指針（平成 17 年 3 月総務局決定）
 

平成 17 年 3 月策定された東京都危機管理対応指針（以下「指針」という。）は、東京都地域防災計画等に基づき、都の地域及びその周辺地域等において危機・災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、都民の生命、身体等への被害の防止・軽減を図るため、各局が実施すべき危機管理対策の基本的方針及び共通事項を明らかにするものであり、教育庁・都立学校の危機管理のガイドラインとなっている。



## 2 東京都危機管理対応指針に定める危機の定義(危機の分類は割愛)

危機とは、災害等により、多くの都民の生命、身体等に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態であって、関係各局の一体的な取組が必要となるものをいう。

## 3 東京都危機管理対応指針に定める基本原則（基本方針は割愛）

危機管理は、事前対策、応急対策、事後対策の3つを基本とする。

### 1) 事前対策は、マニュアルの整備と危機の予測・予防・回避が基本

- ①マニュアルの整備がゴールではなく、実践的な訓練を通じてマニュアルの改善点を発見し、見直していく。
- ②研修・訓練等を通じて、職員の危機への対応力、行動力を高める（危機管理は、理論ではなく実践。緊急事態への対応は、知識、理論の習得のみでは困難）。
- ③少しでも早く、危機を察知するため、日頃から、もしかしたら、念のためといった感覚で取り組みをもち、空振りを認める勇気、無駄を覚悟する勇気を大切にす。
- ④「悪い情報」こそ報告できる、日頃からの体制づくりが重要である。

### 2) 事後対策では、被災者のフォローを優先するとともに、対応の評価を行い、再発防止を徹底

- ①被災者への支援、フォローを第一に考える。
- ②対応結果を評価し、発見された問題点は、関係部署に提言するとともに、マニュアルの修正等に反映させる。
- ③発生原因を究明のうえ、再発防止策または次善の策を検討し、再発防止の徹底を図る。

<参考図：都の危機管理体制>

